

令和6年度 第19期
通常総会議案書

○開催日時：令和6年5月18日（土） 午前10時～正午

○開催場所；水戸市桜川市民センター 大会議室

水戸市河和田町 2894-4 029-251-0359



特定非営利活動法人 茨城県防災士会
〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 15-3
電話 029-248-1097

特定非営利活動法人 茨城県防災士会 通常総会

次 第

1. 開 会
2. 理事長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 資格審査：出席状況報告
5. 議長選出
6. 議事録署名人の選出
7. 議事審議
8. その他
 - 1) 令和5年度認定講師取得者紹介
 - 2) 記念撮影
9. 閉 会

提出議案

- 第1号議案 令和5年度 事業報告承認について
別紙のとおり承認を求む
- 第2号議案 令和5年度 活動計算書及び監査報告承認について
別紙のとおり承認を求む
- 第3号議案 令和6年度事業計画（案）決定について
別紙のとおり決定を求む
- 第4号議案 令和6年度 活動予算書（案）決定について
別紙のとおり決定を求む
- 報 告
 - ①事務分掌規則の改正について
 - ②旅費規程の改正について
 - ③令和5年度茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業助成金・寄付金
について
 - ④講演会等で講師を務める認定講師のみな様に（お願い）について

上記のとおり提出します

令和6年5月18日

特定非営利活動法人 茨城県防災士会
理事長 加瀬 孝雄

日本各地で地震が頻発する中、令和6年1月1日には能登半島地震が発生し大きな被害と多くの犠牲者が出ています。また、県内では台風による被害が相次ぎ、想定を超えた大きな被害が発生しており、防災に対する関心がますます大きくなってきています。

一方、新型コロナウイルス感染症が昨年5月から感染法上で5類に移行し社会活動も徐々に再開され、当防災士会でも「地域防災力向上の推進者」をスローガンのもと、防災・減災に対し、自助・共助・協働を基本とし前年度より多くの事業を実施しました。

以下に、年次計画に基づき実施した重点活動に関しまして進捗状況を報告します。

令和5年度の重点活動について

1 地区防災計画の推進について

被害想定がなされている南海トラフ地震、首都圏直下型地震や、地球規模の気象変動による大規模な風水害の発生に対して、『自助、共助』の観点から住民の命を守る「地区防災計画」の策定は、ますます重要となってきています。

昨年の総会で了承された組織の改編で、企画部が「地区防災計画」の担当部署となり、年度計画に基づく事業を推進してきました。

9月と11月に「地区防災計画会議」を開催し、進捗状況の洗い出し、研修会の企画を立てました。1月には、Zoomを活用した「地区防災計画事例・事例案研修会」を実施し地区防災計画に対する参加者の相互理解を図りました。また、内閣府地区防災計画基礎編の視聴に参加する等、事業を進める上での資質の向上に努めてきました。

今後も、自治体や地域住民と協力し「地区防災計画」の策定を進めてまいります。

2 組織の強化について

活動の基本となるエリア内での情報伝達の強化を図るため、Eメール・ショートメール・郵便を活用し、事業やエリア会議の通知等会員への連絡体制を整えました。

また、昨年は、企画・研修部を企画部、研修部に改編し事業を実施してきました。

企画部では、外部依頼の講演、認定講師の活用、地区防災計画、組織運営等の事業を実施し、特に県、公共団体、住民団体等の防災講演等の協力依頼が前年度より多く30件あり、担当エリアの認定講師を中心に活動しました。

研修部では、多様な研修・講演会・ワークショップ等の要望に対応するために、会員を対象に10月に「クロスロード」等の研修、12月に内部講師による「見直そう家庭防災の基本」の講演を実施し、多くの会員が参加し自己研鑽に資する事業を実施しました。

令和5年度の活動は、令和6年度の各部局の連携強化、会員の要望に応じた研修実施の推進につながることが期待されます。

事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

事業名	内 容	実施回数	実施日	実施場所	従事者数	受益対象数	事業費額(千円)
①防災意識の普及啓発事業	社会防災教育取組(日赤行事参加)	3	5. 5. 19他	日赤茨城県支部	13	53	138
	社会防災教育取組(かさま志民大学)	2	5. 6. 16他	笠間市友部公民館	7	44	
	社会防災教育取組(地域防災活動支援協議会)	3	5. 9. 23他	アメダストリアみと他	10	952	
	社会防災教育取組(いばらき防災大学)	5	5. 7. 14他	水戸地方気象台他	27	269	
	社会防災教育取組(防災士養成講座)	1	5. 9. 23	日立市役所	2	54	
	社会防災教育取組(自治会講話・訓練)	3	5. 10. 29他	県西生涯学習センター他	7	59	
	学校防災教育取組(子供会)	1	5. 8. 19他	那珂市立芳野小学校	11	50	
	学校防災教育取組(教職員等)	1	6. 3. 6	結城市立江川北小学校	2	17	
	学校防災教育取組(高等学校)	1	6. 2. 19	わせがく高等学校	3	36	
	地区防災計画取組(防災研修会)	1	5. 2. 2	水戸市役所	3	60	
	避難所設置運営取組(HUG)	3	6. 3. 2他	堀原市民センター他	21	67	
	避難所設置運営取組(講話訓練)	1	6. 2. 19	土浦市新治公民館	2	31	
計		25			108	1,692	
②被災地を支援する事業	日本防災士会北関東連絡会研修	1	5. 11. 12	群馬県太田市	6	---	233
	日本防災士会北関東協議会義援金寄託	1	6. 2. 5	日赤茨城県支部	1	---	
	能登半島地震支援金の寄託	1	6. 2. 13	茨城新聞本社	3	---	
	計		3			10	
③防災・減災の活動する団体を支援する事業	学校防災教育取組(学童保育)	8	5. 6. 2他	水戸市立吉沢小学校他	16	533	165
	学校防災教育取組(小学校)	3	5. 9. 8他	土浦市立真鍋小学校他	12	267	
	学校防災教育取組(教職員)	1	6. 2. 5	水戸市立小中学校	2	150	
	学校防災教育取組(特別支援学校)	1	5. 9. 27	大子特別支援学校	2	46	
	社会防災教育取組(講話訓練)	12	5. 7. 16他	東海村白方コミセン	28	501	
	避難所開設運営取組(講話訓練)	2	5. 11. 26他	下妻市4小中学校他	9	352	
	避難所開設運営取組(HUG)	1	5. 9. 26	古河市立三和中学校	14	94	
	避難所開設運営取組(DIG)	1	5. 11. 25	古河市立総和中中学校	10	60	
	女性・ダイバーシティ防災取組	3	5. 7. 31他	高萩市役所他	18	133	
	地区防災計画取組	3	5. 11. 14他	水戸市役所他	6	416	
計		35			117	2,552	
④広報事業	「茨城県防災士だより」の発刊	4	5. 6. 25他	40号～43号	---	---	52
	ホームページ委員会他	2	5. 7. 8他	水戸市社会福祉会館ミオス	12	---	
	フェスティバルパネル展示	1	5. 7. 8他	土浦市内NPO法人パネル展示	2	---	
	「いば6」双方向クイズ打合せ	1	6. 2. 29	NHK茨城放送局	3	---	
	計		8			17	
⑤その他目的を達成するために必要な事業	地区防災計画取組(企画部)	3	5. 9. 24他	オンライン会議	11	---	651
	研修部内会議	2	5. 6. 30他	オンライン会議他	7	---	
	茨城県防災士会研修会	2	5. 6. 30他	研究学園小学校他	49	---	
	社会防災教育取組(研修会参加)	3	5. 10. 15他	ひたちなか市文化会館	5	---	
	地区防災計画取組(行政)	6	5. 5. 22他	茨城県危機管理課他	17	---	
	各エリア研修会	10	5. 5. 28他	子育て支援・多世代交流センター	102	---	
	計		26			191	
					事業合計		1,239

2. 管理部門に係る事業

事業名	内 容	実施及び	実施日	実施場所	従事者数	受益対象数	事業額(千円)
管理部門事業	経理部業務会議	8	5. 4. 2他	土浦地区三中公民館他	20	---	---
	監事監査	2	5. 4. 9他	土浦三中地区公民館	13	---	---
	理事長等三役会議	4	5. 6. 24	土浦三中地区公民館他	19	---	---
	通常総会	1	5. 5. 13	水戸市桜川センター	221	---	---
	理事会	7	5. 5. 13他	水戸市桜川センター他	102	---	---
	役員選考委員会	1	5. 5. 13	水戸市桜川センター	4	---	---
	北関東連絡協議会総会	1	5. 6. 24	高崎総合福祉センター	5	---	---
計		24			384		

3. その他の事業 実施しなかった。

第2号議案

令和5年度 特定非営利活動に係る事業 活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人 茨城県防災士会

(単位：円)

科 目	5年度予算額 (A)	5年度決算額 (B)	(B) - (A)	備考
I 経常収入の部				
1 会費・入金会収入	310,000	290,000	△ 20,000	
(1) 入会金	0	0	0	
(2) 年会費	310,000	290,000	△ 20,000	3/29現在290名入金（内退会者7名）
2 受取寄付金	0	100,000	100,000	茨城トヨタ自動車株式会社
3 事業収入	1,219,000	662,464	△ 556,536	
(1) 事業収入	1,129,000	662,464	△ 466,536	
① 防災意識の普及・啓発事業収入	690,000	292,550	△ 397,450	年間25件実施
② 防災・減災のために活動する団体を支援する事業収入	404,000	369,914	△ 34,086	年間34件実施
③ 広報事業収入	35,000	0	△ 35,000	年間4件実施
(2) その他事業収入	90,000	0	△ 90,000	収入を伴う被災地研修なし
4 補助金等収入	156,000	223,600	67,600	
(1) NPO法人日本防災士会支部活動助成金収入	156,000	123,600	△ 32,400	日本防災士会会員103名×1人あたり1,200円
(2) 茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金	0	100,000	100,000	茨城県からの活動助成金
5 雑収入	0	2,013	2,013	前年度分会費納入
(1) 受取利息	0	13	13	普通預金利息
(2) 雑収益	0	2,000	2,000	前年度分の会費1,000円×2件他
7 その他の事業会計からの繰入	0	0	0	
経常収入の部合計	1,685,000	1,278,077	△ 406,923	
II 経常支出の部				
1 事業費	1,126,000	1,239,330	113,330	
(1) 印刷製本費	15,000	7,650	△ 7,350	講演会、機関誌等コピー料他
(2) 会議費	15,000	5,629	△ 9,371	エリア会議会場費他
(3) 旅費交通費	420,000	367,750	△ 52,250	訓練、講演会等の旅費
(4) 車両費	50,000	0	△ 50,000	被災地研修燃料の執行なし
(5) 通信運搬費	70,000	79,693	9,693	機関誌郵送料他
(6) 消耗品費	200,000	484,608	284,608	ビブス、企画部ノートパソコン、HUGカード、プリンターink他
(7) 賃借料	230,000	0	△ 230,000	被災地研修車両賃借料の執行なし
(8) 保険料	39,000	36,750	△ 2,250	ボランティア保険料 105名×1人あたり350円
(9) 諸会費	64,000	51,040	△ 12,960	ホームページ管理22,000円、zoomライセンス年間料金29,040円

科 目	5年度予算額 (A)	5年度決算額 (B)	(B) - (A)	備考
(10) 研修費	15,000	0	△ 15,000	被災地視察研修参加費
(11) 支払手数料	1,000	1,210	210	振込手数料他
(12) 支払助成金	5,000	5,000	0	日本防災士会北関東連絡協議会助成金
(13) 支払寄付金	0	200,000	200,000	能登半島地震義援金(茨城新聞社委託)
(14) 雑費	2,000	0	△ 2,000	
2 管理費	417,000	393,874	△ 23,126	
(1) 印刷製本費	25,000	4,020	△ 20,980	総会資料コピー料他
(2) 会議費	22,000	11,538	△ 10,462	経理部業務会場費他
(3) 旅費交通費	200,000	205,310	5,310	理事会、北関東協議会等旅費他
(4) 通信運搬費	75,000	54,656	△ 20,344	新規加入者、総会資料郵送料他
(5) 消耗品費	60,000	81,775	21,775	プリンターインク、コピー用紙他
(6) 諸会費	30,000	34,650	4,650	会計ソフト年間保守料
(7) 支払手数料	3,000	1,925	△ 1,075	残高証明発行、振込手数料
(8) 雑費	2,000	0	△ 2,000	
3 予備費	142,000	0	△ 142,000	
経常支出の部合計	1,685,000	1,633,204	△ 51,796	
経常収支差額	0	△ 355,127	△ 355,127	
Ⅲその他資金収入の部				
1 固定資産売却収入	0	0	0	
什器備品売却収入	0	0	0	
2 借入金収入	0	0	0	
短期借入金収入	0	0	0	
その他資金収入合計	0		0	
Ⅳその他資金支出の部				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
2 借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	
その他資金支出の部合計	0	0	0	
当期正味財産増減額	0	△ 355,127	△ 355,127	
前期繰越正味財産	2,115,427	2,115,427	0	内訳/現預金2,077,427円、未収収益40,000円、前受金△2,000円
次期繰越正味財産	2,115,427	1,760,300	△ 355,127	内訳/現預金1,562,300円、未収金200,000円、前受金△2,000円

監 査 報 告 書

令和6年4月7日

特定非営利活動法人茨城県防災士会

理事長 加瀬 孝雄 様

監事

齊藤 理 吉



監事

若林 美智子



令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の特定非営利活動法人茨城県防災士会の会計監査並びに業務監察を実施致しました。

会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧等一般的に正当妥当と認められる監査基準に準拠した手続きを用いて計算書類を調査した結果、すべて適正に処理されていると認められました。

業務監査に当たっても、必要と認められる関係書類から業務執行の妥当性を確認しました。

その結果、不正や定款に反する行為は無く、本会の目的に沿った運営がなされているものと認めました。

以上、報告いたします。

第3号議案

令和6年度 事業計画（案）

令和6年度の重点活動について

4年間続いた新型コロナウイルス感染症も昨年5月に感染症法上の5類に移行し社会活動も落ち着きを取り戻してきおり、防災士会の活動も活発になってきています。

地球温暖化による大規模な自然災害や社会基盤を麻痺させるような地震が頻発することで、地域住民の防災に関する関心はますます高まり、防災士の役割は重要になってきています。

今年度の事業計画は、前年に引き続き、防災・減災に対し、自助・共助・協働を基本とし更なる活動に取り組んでまいります。

1 地区防災計画の推進について

能登半島地震をはじめとする大規模な地震や風水害の発生に対して、『自助、共助』の観点から地域住民が主体となり自分の地域を守る「地区防災計画」の策定は、ますます重要となってきています。

「地区防災計画」の策定は対象となる地域の災害リスクを踏まえ、減災のための対応策を周知することができます。また、その策定に地域住民が一緒に関わることで、地域の現状や被災状況等の情報を共有するとともに、地域コミュニティの強化に寄与することができると考えております。

しかしながら、それぞれの地域の地区防災計画の策定につきましては、実施件数が伸びてないのが現状となります。今年度は、会員研修の実施、自治体・町会等との協力関係を築きながら身近な地域の「地区防災計画」を策定に協力することを目標に活動をしてまいります。

2 会員研修等の強化

防災士会では、研修部を中心に会員の要望や資質の向上に応えるように、昨年同様会員の資質向上に向けたスキルアップ研修や講師認定試験を実施いたします。

また、会員が地域の防災訓練等で役立つようHUG、DIG、クロスロードゲーム、マイ・タイムライン等の防災に関する研修を行います。

さらに、活動の基本となる各エリアでは、年2回以上のエリア会議の中で、地域に合った防災について、資格や実績のある会員が講師となる勉強会を開催し会員研修の内容充実を図っていきます。

今年度は、会員の研修と親睦を行うことを目的に、福島県に震災・原子力災害の教訓を学ぶバスツアーの実施など検討しています。

会員の学びの場と会員同士の情報交換の場として、防災士会の役割は非常に大きく、これに答えられるような事業を各部局で協力して展開してまいります。

事業の実施に関する事項(案)

1. 特定非営利活動を推進するための事業

事業名	内 容	実施予 定回数	実施予定場所	従事者数	受益対象者の人 数
防災意識の普及 啓発事業	社会防災活動の取り組みとして気象庁や茨城県が主催するいばらき防災大学への参加、新しく学校防災教育若しくは社会防災教育又はHUG等避難所運営に取り組もうとする団体への支援活動	30	県内	150	1,800
被災地を支援する 事業	県外、県内の被災地の支援活動	1	被災地	40	---
防災・減災の活動 をする団体を 支援する事業	以前から学校防災教育若しくは社会防災教育又は避難所設置運営の取り組みを行っている団体組織、女性・ダイバーシティ防災活動又は地区防災計画策定を行おうとする団体組織への支援活動	40	県内	180	2,600
広報事業	「茨城県防災士だより」の発刊	4	県内	--	不特定多数
	茨城新聞掲載他	2	同上	2	---
	ホームページ委員会	2	同上	20	---
	フェスティバルパネル展	1	同上	2	---
	NHK水戸「いば6」	12	同上	24	---
	計	8		22	
その他目的を達成 するために必要 な事業	会員スキルアップ研修会	2	県内	60	---
	北関東連絡協議会スキルアップ研修会	1	群馬県内	10	---
	災害ボランティアセンター運営者研修会	1	東京	1	---
	各エリア研修会	12	6エリア	180	---
	茨城県防災ボランティア会議他	4	オンライン会議	8	---
	計	20		259	

2. 管理部門の事業

事業名	内 容	実施予 定回数	実施予定場所	従事者数	受益対象者の人 数
管理部門	監事監査	2	県内	12	---
	理事会	8	県内	80	---
	理事長等三役会議	3	県内	12	---
	北関東連絡協議会通常総会	1	群馬県高崎総合福祉センター	3	---
	通常総会	1	水戸市桜川市民センター	50	---
	北関東連絡協議会役員会	2	東京他	6	---
	講師認定委員会	2	県内	14	---
	経理部業務会議	6	県内	24	---
	日本防災士会支部長会議	1	オンライン会議	2	---
	計	26		203	

3. その他の事業 実施しない。

第4号議案

令和6年度 特定非営利活動に係る事業 活動予算書(案)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 茨城県防災士会

(単位：円)

科 目	6年度予算額 (A)	5年度決算額 (B)	(A) - (B)	備考
I 経常収入の部				
1 会費・入会金収入	310,000	290,000	20,000	
(1) 入会金	0	0	0	
(2) 年会費	310,000	290,000	20,000	5年度末会員数298名、新規入会者を考慮
2 受取寄付金	100,000	100,000	0	茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金
3 事業収入	986,000	662,464	323,536	
(1) 事業収入	986,000	662,464	323,536	
① 防災意識の普及・啓発事業収入	383,000	292,550	90,450	県市町村防災訓練、講演会等
② 防災・減災のために活動する団体を支援する事業収入	483,000	369,914	113,086	自主防災等団体の訓練、講演会等
③ 広報事業収入	120,000	0	120,000	NHK水戸「いば6」出演等
(2) その他事業収入	0	0	0	
4 補助金等収入	256,000	223,600	32,400	
(1) NPO法人日本防災士会支部活動助成金	156,000	123,600	32,400	日本防災士会会員130名×1人あたり1,200円
(2) 茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金	100,000	100,000	0	茨城県からの活動助成金
5 雑収入	0	2,013	△ 2,013	
(1) 受取利息	0	13	△ 13	普通預金利息
(2) 雑収益	0	2,000	△ 2,000	
7 その他の事業会計からの繰入	0	0	0	
経常収入の部合計	1,652,000	1,278,077	373,923	
II 経常支出の部				
1 事業費	1,352,000	1,239,330	112,670	
(1) 印刷製本費	8,000	7,650	350	講演会、機関誌コピー料他
(2) 会議費	6,000	5,629	371	エリア会議、ホームページ会議他
(3) 旅費交通費	415,000	367,750	47,250	訓練、講演会等の旅費
(4) 車両費	50,000	0	50,000	被災地研修燃料他
(5) 通信運搬費	80,000	79,693	307	機関誌郵送料他
(6) 消耗品費	378,000	484,608	△ 106,608	プリンターインク、研修部ノートパソコン他
(7) 賃借料	100,000	0	100,000	被災地研修車両賃借料
(8) 保険料	39,000	36,750	2,250	ボランティア保険料 110名×1人あたり350円
(9) 諸会費	52,000	51,040	960	ホームページ管理、zoomライセンス年間使用料他

科 目	6年度予算額 (A)	5年度決算額 (B)	(A) - (B)	備考
(10) 研修費	215,000	0	215,000	社協研修、被災地研修補助40名×5,000円
(11) 支払手数料	2,000	1,210	790	振込手数料他
(12) 支払助成金	5,000	5,000	0	日本防災士会北関東連絡協議会助成金
(13) 支払寄付金	0	200,000	△ 200,000	
(14) 雑費	2,000	0	2,000	
2 管理費	467,000	393,874	73,126	
(1) 印刷製本費	5,000	4,020	980	総会資料コピー料他
(2) 会議費	12,000	11,538	462	理事会会場料他
(3) 旅費交通費	280,000	205,310	74,690	理事会、経理部旅費
(4) 通信運搬費	50,000	54,656	△ 4,656	新規加入者、総会資料郵送料他
(5) 消耗品費	66,000	81,775	△ 15,775	インク、コピー用紙他
(6) 諸会費	50,000	34,650	15,350	会計ソフト年間、法人クラウド保守料
(7) 支払手数料	2,000	1,925	75	会費振込用紙印字サービス他
(8) 雑費	2,000	0	2,000	
3 予備費	38,000	0	38,000	
経常支出の部合計	1,857,000	1,633,204	223,796	
経常収支差額	△ 205,000	△ 355,127	150,127	
Ⅲ その他資金収入の部				
1 固定資産売却収入	0	0	0	
什器備品売却収入	0	0	0	
2 借入金収入	0	0	0	
短期借入金収入	0	0	0	
その他資金収入合計	0	0	0	
Ⅳ その他資金支出の部				
1 固定資産取得支出	0	0	0	
2 借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	
その他資金支出の部合計	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 205,000	△ 355,127	150,127	
前期繰越正味財産	1,760,300	2,115,427	△ 355,127	
次期繰越正味財産	1,555,300	1,760,300	△ 205,000	

(注1) 科目間で流用できるものとする。

(注2) 経常収入の部の「3事業収入」は不確定部分を踏まえ見込んだ。

報告 1

特定非営利活動法人 茨城県防災士会事務分掌規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、NPO法人茨城県防災士会（以下「防災士会」という。）定款第21条及び第40条の規定により組織、事務分掌及び職員について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 防災士会に次の部局を置く。

事務局、総務部、企画部、研修部、広報・機関誌部及び経理部

(事務分掌)

第3条 部局の事務分掌は、別表第1による。

(選任等)

第4条 部局の長及び副他は理事会の推薦により理事長が任免する。

(任期等)

第5条 職員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の職員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠の為、又は増員により就任した職員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(委 任)

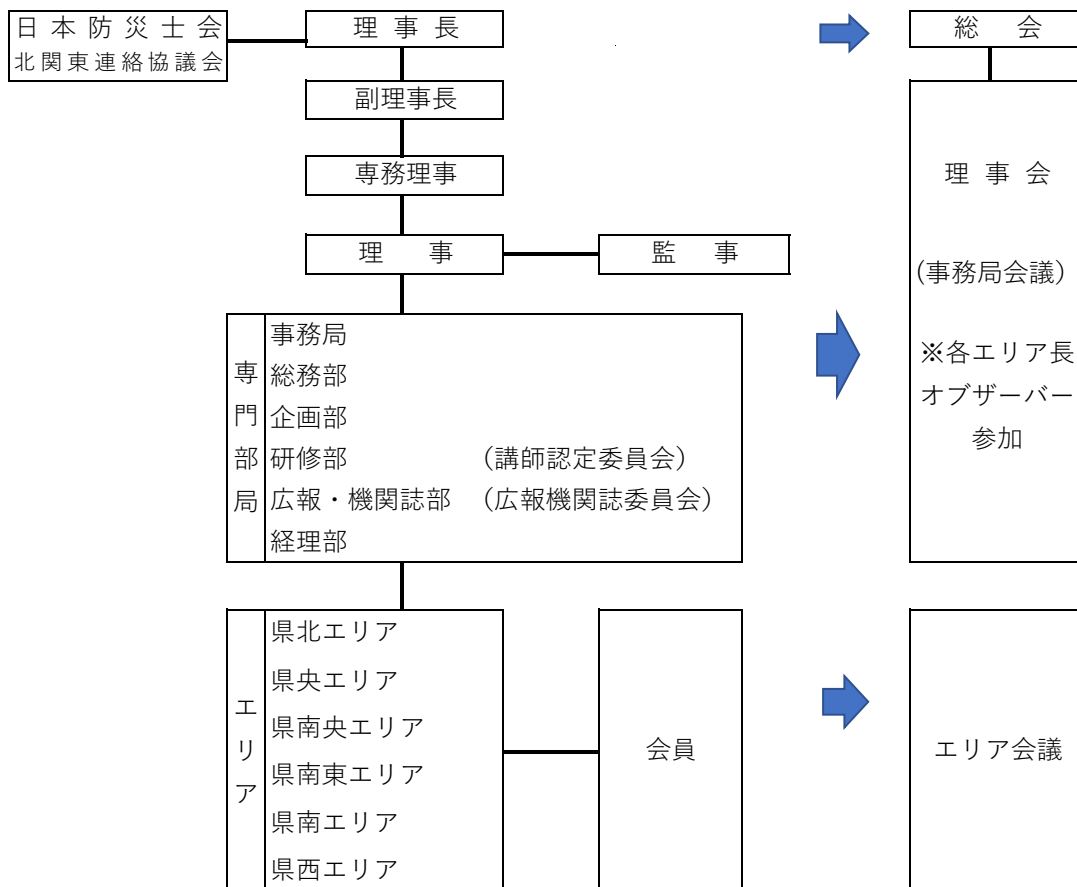
第6条 この規則の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(附 則)

この規則は、令和2年8月1日より施行する。

令和5年5月13日改正（専門部局改編による）

組 織 図



別表第1 (第3条関係)

事 務 分 掌

部 局	分 掌 事 務
1. 事務局	(1) それぞれの組織の業務内容を掌握し、それらの業務を共通に分掌する。 (2) 予算の立案、実行状況、決算、内部監査に関すること。 (3) 事業計画、事業報告に関すること。 (4) 諸法令に基づく提出書類及び税務関係提出書類に関すること。 (5) 自治体との会合・行事調整と実施、報告に関すること。 (6) 理事長印、銀行カードの管理に関すること。 (7) 日本防災士会、日本防災士会北関東連絡協議会に関すること。 (8) 新聞等各種マスコミの対応に関すること。
2. 総務部	(1) 会員の入会及び退会に関すること。 (2) 会員ネットワークの維持、運営、保全に関すること。 (3) 各規程の作成と遵守及び会員の管理に関すること。 (4) 理事会及び通常総会等の実施及び文書等の管理に関すること。 (5) 役員選考委員会の開催と進言に関すること。 (6) 固定資産、機器備品及び消耗品等の購入と管理に関すること。 (7) 会員のボランティア活動保険に関すること。 (8) その他、他の係に属さないこと。
3. 企画部	(1) 講演等依頼受理時の調整と実施、報告に関すること。 (2) 認定講師の活用、派遣、運営に関すること。 (3) 地区防災計画推進に関すること。 (4) 組織の運営に関すること。
4. 研修部	(1) 講演資料に関すること。 (2) 会員と会員相互のさらなる知識の向上に向けた研修に関すること。 (3) 講師認定委員会の開催に関すること。 (4) 日本防災士会北関東連絡協議会の研修に関すること。
5. 広報・ 機関誌部	(1) 機関誌の発行に関すること。 (2) 広報委員会の開催による内容検討に関すること。 (3) 広報宣伝に関すること。 (4) ホームページに関すること。
6. 経理部	(1) 月次、中間及び年度の決算に関すること。 (2) 活動予算書、決算書、財務諸表の作成に関すること。 (3) 会計処理及び会計監査に関すること。 (4) 現金及び預金の出納と管理に関すること。 (5) 会員、賛助会員の会費と寄付金納入の管理に関すること。 (6) 日本防災士会北関東連絡協議会の会計に関すること。

特定非営利活動法人 茨城県防災士会 事務分掌規則

対 照 表

新規（変更後）	現行（変更前）
<p>第1条 この規則は、NPO法人茨城県防災士会（以下「防災士会」という。）定款第21条及び第40条の規定により組織、事務分掌及び職員について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、定款21条の規定によりNPO法人茨城県防災士会の組織、事務分掌について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 防災士会に次の部局を置く。 事務局、総務部、<u>企画部</u>、<u>研修部</u>、<u>広報・機関誌部</u>及び<u>経理部</u></p>	<p>第2条 防災士会に次の部局を置く。 事務局、総務部、<u>企画部</u>・<u>研修部</u>、<u>広報・機関誌部</u>、<u>経理部</u>、<u>女性部</u></p>
<p>第3条 <u>部局</u>の事務分掌は、別表第1による。</p>	<p>第3条 <u>各部</u>の事務分掌は、別表第1による。</p>
<p>第4条 <u>部局の長及び副</u>他は理事会の推薦により理事長が任免する。</p>	<p>第4条 <u>各部の部長及び副部長</u>他は理事会の推薦により理事長が任免する。</p>
<p>第5条 <u>職員</u>の任期は、2年とする。 2 前項の規定にかかわらず、後任の<u>職員</u>が 3 補欠の為、又は増員により就任した<u>職員</u></p>	<p><u>役員</u>の任期は、2年とする。 2 前項の規定にかかわらず、後任の<u>役員</u>が 第5条 3 補欠の為、又は増員により就任した<u>役員</u></p>
<p>別表第1</p>	<p>別表第1</p>
<p>1. 事務局 <u>(8) 新聞等各種マスコミの対応に関すること</u></p> <p>3. 企画部 <u>(2) 認定講師の活用、派遣、運営に関すること</u> <u>(3) 地区防災計画推進に関すること。</u> <u>(4) 組織の運営に関すること。</u></p> <p>4. 研修部 <u>(1) 講演資料に関すること。</u> <u>(2) 会員と会員相互のさらなる知識の向上に向けた研修に関すること。</u> <u>(3) 講師認定委員会の開催に関すること。</u> <u>(4) 日本防災士会北関東協議会の研修に関すること。</u></p> <p>5. 広報・機関誌部 <u>(4) ホームページに関すること。</u></p> <p>6. 経理部</p>	<p>1. 事務局</p> <p>3. 企画部・研修部 <u>(2) 講演教材の点検と保管に関すること。</u> <u>(3) 会員と会員相互のさらなる知識の向上に向けた研修に関すること。</u> <u>(4) 講師認定委員会の開催と組織の運営に関すること。</u> <u>(5) 日本防災士会北関東協議会の研修に関すること。</u></p> <p>4. 広報・機関誌部 <u>(4) 新聞等各種マスコミの対応に関すること。</u></p> <p>5. 経理部</p> <p>6. 女性部</p>

旅費規程

特定非営利活動法人 茨城県防災士会

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人茨城県防災士会（以下「当法人」という。）会員が定款第5条に定める各種事業（以下「事業」という。）を行う場合の旅費に関する事項を定める。

(意義)

第2条 本規程でいう旅費とは、次の各号に定めるところとする。

- (1) 基本旅費 最寄り駅又は最寄り高速バス停留所までのバス運賃、公共交通機関使用時の駐車場使用料、自家用自動車使用での経済的経路による往復50キロメートルまで燃料費、その他移動に伴う雑費等の経費をいう。
- (2) 交通費 経済的経路による鉄道又は高速バスの運賃、自家用自動車移動時の高速自動車道利用料、目的地での駐車場使用料及び経済的経路による往復50キロメートルを超える燃料費に要する経費をいう。
- (3) 宿泊費 移動に際して宿泊した経費をいう。

(旅費支給の対象業務)

第3条 本規程でいう旅費支給の対象事業は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 講演会等 事業として行う講演、講話、訓練指導、これら開催のための事前の打ち合わせ等をいう。ただし、事前打合せの旅費支給は2名を限度とする。
- (2) 会合・行事 事業として行う理事会、三役会議（理事長、副理事長及び専務理事が理事会の開催のために行う会議をいう。）、部局会、行政部局への訪問等をいう。
- (3) 研修等 理事会で会員への旅費支給を議決した他機関主催の研修会、研究会等をいう。

(理事長の承認)

第4条 会員（定款第13条に定める役員、理事会又は理事長の求めにより事業に参加する顧問及び職員としての業務に従事する者を除く。）は、対象事業に旅費支給を受けて参加しようとするときは、所属するエリアの長（以下「エリア長」という。）を経て理事長（理事長に事故あるときなど当法人定款第15条の定めにより理事長の職務代行をする副理事又は専務理事。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

2 やむを得ない理由があり、前項の承認を得ることができないときには、事後すみやかにエリア長を経て理事長の承認を得ること。

3 理事長は、事業の規模、収益等を考慮して、旅費支出人数を制限して承認することができる。

(移動の種類及び支給)

第5条 本規程でいう基本旅費の区分は次の各号に定めるところとし、日数に応じて次の第1号から第3号の定めにより支給する。

- (1) エリア内（会員住居地が所属するエリア内の移動をいう。）日額1,000円
- (2) エリア外（所属するエリア外の茨城県内移動をいう。）日額2,000円
- (3) 茨城県外（東京都を含む関東地域内の移動をいう。）日額3,000円

2 交通費は、次に各号の定めにより支給する。

- (1) 燃料費は、経済的経路による往復50キロメートルを超える移動について別表により支給する。
- (2) 高速自動車道費は、前号の移動に際して高速道路通行料の実費を支給する。
- (3) 駐車場使用費は、自家用自動車利用による目的地での駐車場使用料実費を支給する。

3 宿泊費は、実際の宿泊数に応じて実費（一つの宿泊ごとに10,000円を超える場合は10,000円）を支給する。

（申請手続）

第6条 旅費は原則として清算払いとし、請求の手続きは次の各号の定めによることとする。

- (1) 講演会等及び会合・行事の旅費交通費は、代表者が旅費等申請書（別に理事会の議決により定めたもの）により経理部を経て理事長に申請する。
- (2) 交通費および宿泊費の請求は、利用者が経費申請書（別に理事会の議決により定めたもの）により経理部を経て理事長に申請する。この際には燃料費を除き、領収書、利用証明書等を添付すること。

（自家用車の使用）

第7条 移動手段として使用する自家用自動車は、自動車検査証を備え、自動車損害賠償責任保険に加入しているものに限る。

2 交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払うこと。

（規格外事項）

第8条 レンタカー、航空機等の使用等この規程に定めのない事項は、理事会の議決による。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

2 この規程を改廃した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

付則

- 1 この規程は、令和6年3月17日に議決し、令和6年4月1日から運用する。
- 2 2019年6月16日付で定めた旅費規程は廃止する。

別表

往復距離 (10 km未満切り捨て)	燃料費支給額	往復距離 (10 km未満切り捨て)	燃料費支給額
50 km	200 円	230 km	3,800 円
60 km	400 円	240 km	4,000 円
70 km	600 円	250 km	4,200 円
80 km	800 円	260 km	4,400 円
90 km	1,000 円	270 km	4,600 円
100 km	1,200 円	280 km	4,800 円
110 km	1,400 円	290 km	5,000 円
120 km	1,600 円	300 km	5,200 円
130 km	1,800 円	310 km	5,400 円
140 km	2,000 円	320 km	5,600 円
150 km	2,200 円	330 km	5,800 円
160 km	2,400 円	340 km	6,000 円
170 km	2,600 円	350 km	6,200 円
180 km	2,800 円	360 km	6,400 円
190 km	3,000 円	370 km	6,600 円
200 km	3,200 円	380 km	6,800 円
210 km	3,400 円	390 km	7,000 円
220 km	3,600 円	400 km	7,200 円

報告 3

様式第5号（第18条関係）

令和6年3月15日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
茨城トヨタ自動車株式会社 殿

団 体 名 特定非営利活動法人茨城県防災士会
所 在 地 茨城県水戸市住吉町15番地の3
(フリガナ) カセ 効オ
代 表 者 氏 名 加瀬 孝雄

(フリガナ) ノザリ アキヒロ
会 計 責 任 者 氏 名 野澤 明弘

令和5年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金実績報告書

標記助成金・寄付金に係る事業を令和6年3月6日付けで完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 申請事業名

N o 2 0 茨城トヨタ自動車NPO活動支援事業

2. 申請事業に要した経費

(単位：円)

	交付申請時 (ア)	実績報告時 (イ)	差引 (ウ)
事業に要する経費 (総額) (A=B+E)	240,000	240,000	0
うち助成 (寄付) 対象経費 (B=C+D)	200,000	200,000	0
助成金の額 (県) (C)	100,000	100,000	0
寄付金の額 (寄付協力企業) (D)	100,000	100,000	0
助成対象外経費 (E) ※事業者負担	40,000	40,000	0

3. 申請事業の着手日及び完了日

- (1) 事業着手日 令和 5年 8月 5日
(2) 事業完了日 令和 6年 3月 7日
(3) 支出証拠書類等の確認日 令和 6年 3月 10日

※会計責任者は支出証拠書類等を整理し、県及び寄付協力企業から提出を求められた場合、速やかに提出しなければならない。

※支出内容が不適切と判断された場合は、助成金・寄付金を全額返還しなければならない。

4. 活動状況等を取りまとめた報告書 (別途添付すること)

講演会等で講師を務める認定講師のみな様に（お願い）

認定講師制度規則には下記のとおり定められていますので再度ご確認ください。

（認定講師の有効期間と更新）

第7条 認定講師の認定期間は、三年とし、特段の事情が無ければ更新を妨げない。

但し、更新は下記事由を考慮し、認定講師選考委員会が総合的に可否判断する。

認定講師は、三年ごとに講師認定継続の意思を理事長に報告すること。

(2) 認定講師は、必ず一任期間に1回メイン講師を務めること。

（認定講師の義務）

第9条 日本防災士会、総務省、消防庁、気象庁等のホームページから減災・防災に関する新たな情報、技法等の知識を得るなど、日頃から意欲的な自己研鑽に努めること。

2 認定講師選考時のレクチャーは、主に当法人の防災啓発活動メニューから選びプレゼンテーションを行うこと。

3 講演は、受講者に応じた情報提供等に努め、プレゼンテーション技術の向上を目指し信頼を高めるよう努めること。

4 認定講師は、防災のアドバイザー的存在であり、地域防災力向上を支援する存在として期待されていることを認識すること。

（認定講師の禁止・確認事項）

第10条 当防災士会作成の資料は、無断で変更しないこと。

2 写真掲載、文書の引用、転写等はそれぞれ肖像権、著作権、知的財産等に関連性があるので慎重に行うこと。

3 自ら作成した講演資料は、必ず第三者及び当法人の点検を受け、慎重に行うこと。